

新 城 市 議 会

総 務 消 防 委 員 会

令和4年9月8日（木曜日）

## 総務消防委員会

日時 令和4年9月8日（木曜日）午前9時00分 開会  
場所 委員会室

### 本日の委員会に付した事件

#### 1 総務部、企画部、鳳来総合支所

第87号議案	「質疑・討論・採決」
第88号議案	「質疑・討論・採決」
第89号議案	「質疑・討論・採決」
第90号議案	「質疑・討論・採決」
第91号議案	「質疑・討論・採決」
第118号議案	「質疑・討論・採決」

### 出席委員（6名）

委員長	佐宗龍俊	副委員長	竹下修平		
委員	村田康助	山口洋一	中西宏彰	丸山隆弘	
議長	長田共永				

欠席委員 なし

### 説明のため出席した者

総務部、企画部、鳳来総合支所の副課長職以上の職員

### 事務局出席者

議会事務局長	田中秀典	議会事務局次長	阿部和弘	議事調査課長	後藤知代
--------	------	---------	------	--------	------

開 会 午前9時00分

○佐宗龍俊委員長 ただいまから、総務消防委員会を開会します。

本日は、7日の本会議において本委員会に付託されました第87号議案から第91号議案まで及び第118号議案の6議案について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第87号議案 新城市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 ビラの関係とポスターの関係でちょっとお尋ねします。前回、私たちの選挙の時にはビラも初めて使わせてもらったということで、実勢単価と合っているのか、その辺のところをビラとポスターについて確認したいと思うのです。またオーバーした分については各候補者の負担になっているのですけれども、その辺のところを確認したいと思います。

○佐宗龍俊委員長 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 今回の改正ですけれども、基本的には公職選挙法施行令の改正に伴って、それに合わせております。この公職選挙法施行令の改正の理由が、最近の物価の変動に鑑みということで、全国的な話にはなるのですけれども、この物価の変動に鑑みてこのような改正を行っているということですので、実勢と一緒にというか、近づいているというようなことで改正されたものだというように認識しております。

○佐宗龍俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○佐宗龍俊委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○佐宗龍俊委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第87号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○佐宗龍俊委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第88号議案 新城市職員の服務の宣誓に関する条例及び新城市学校職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。山口洋一委員。

○山口洋一委員 学校職員の条例の関係がありますが、字句の入れ替えをする、訂正するということではありますが、これは以前、この学校職員の条例が、ちょっと字句の誤りがあったことがあるのですが、これは修正をされた後のものということでは理解すればよろしいのですか。

○佐宗龍俊委員長 牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 おっしゃるとおり、修正後ということで結構です。

○佐宗龍俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○佐宗龍俊委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○佐宗龍俊委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第88号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○佐宗龍俊委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第89号議案 新城市職員の育児休業等に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐宗龍俊委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐宗龍俊委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第89号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐宗龍俊委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第90号議案 新城市職員の退職手当に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐宗龍俊委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐宗龍俊委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第90号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐宗龍俊委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべき

ものと決定しました。

次に、第91号議案 新城市職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 前にいろいろ説明をいただいた、ここからちょっとお聞きしたいことがあります。定年引上げの概要ということで、これもいただいているのですけれども、この中で、詳細については触れるのをやめて、一番最後の今後のスケジュールというところがあるのですけれども、来年以降、動く場合に、意思確認というのが、これは令和5年2月、これは例で書いてあるのですが、直前になってくるのですけれども、やはり直前把握ということが必要なのか、もっと前もっての希望集約と言うのですか、そういうところの流れというのは作られないのでしょうか。確認します。

○佐宗龍俊委員長 牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 この定年延長の引上げに係る退職者の確認については、毎年毎年やっていく予定でございまして、今年につきましてはこれで採決されまして承認されますと、この後、10月から11月にかけて、来年、定年引上げに係る職員に対して希望の確認をしていきます。

その次の年も、2月まで押すかどうかは何とも言えませんが、もう少し早い時期にやっていきたいというようには考えているところでございます。

○佐宗龍俊委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 やはりこの意思確認というところ、過去3年ぐらいまでさかのぼってもいいのですけれども、いろいろその職員、職員の考え方も当然あると思いますので、3年前もさかのぼることはできないかもわかりませんが、せめて年度が始まったらある程度準備を

なさるといえるのですか、一般的に社会人、民間のほうでもそうですけれども、退職前というのは1年、2年前からそれぞれ職員または社員の方が個人的に考えて、人生設計をもう1回見直すような機会があると思うのですね。だからその辺、もう少しソフトな、弾力的な指示を出してもらえればと思うのですが。そういうということも含まれておられますね。確認をします。

○佐宗龍俊委員長 牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 丸山委員がおっしゃられたとおり、人生の一大イベント的な形になりますので、現状、一般職員の普通退職についても、できるだけ早い、最近では早い段階で確認が取れるようにしております。そういった意味では、退職を迎える方について、当然、その後の生活がかかっているところがありますので、早い時期、早い時期で、こちらのほうも確認を取らせていただきながら、当然その後の人事配置等もありますので、その辺は含めて考えて、確認を取らせていただきたいと考えております。

以上です。

○佐宗龍俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐宗龍俊委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐宗龍俊委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第91号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐宗龍俊委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第118議案 財産の取得を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。山口洋一委員。

○山口洋一委員 資料提供をお願いする中で、今回の2,200万円、税込ですが、このものをいただいております。そこで、見させていただくと、2,200万円は分かるのですが、各備品ごとのデータが載っています。品番であるとか、それからカタログ番号であるとかが載っていますが、これは幾らのカタログ単価であって、それを幾らにしているのかというのがこれではつかめないのです。

例えば、あるものは、常在の7掛けでやるとか、あるものについては5割でいいとか、どうしてもこれについては9割だとかいうのがあると思うのですが、いただいた資料だけでは、これがはっきり分からないのですね。

当局は全て、この個別の金額というのは掌握しているのかどうか。全体のカタログ定価を基本として、必要個数を掛け算したもののトータルに対して、この2,000万円の入札価格は何%なのか。そういうことの確認はされてみえるのか、2点です。

○佐宗龍俊委員長 長坂鳳来総合支所地域課長。

○長坂茂英鳳来総合支所地域課長 今回のカタログの定価ベースよりは若干安い形での見積徴取を行っているというところで、各品番ごとに1つずつ幾らというのは承知をしております。それに対しまして、実際の入札の結果を経まして、例えば机1個、単価幾らという形で、こちらのほうにつきましても把握をしております。全体でいきますと、合計にはなってしまうのですが、予算額に対しまして約57%ほどの形で落札をされているというところで、細かな数字につきましても把握はしている状況でございます。

以上でございます。

○佐宗龍俊委員長 ほかに質疑はありません

か。丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 昨日の質疑の中で、ちょっと確認したいところがあります。ほとんどのいま使っているものは処分されていくということでありました。また、支所長と所管課長のものでしたか、それだけは移行していきたいというようなことがあったと思うのですが、その理由は何かあるのでしょうか。全て更新してもいいのかなという思いもちょっとあったものですから確認します。

○佐宗龍俊委員長 長坂鳳来総合支所地域課長。

○長坂茂英鳳来総合支所地域課長 昨日のあの議論の中で、特に支所長と課長の机につきましては持っていくという話をさせていただいたかと思えます。この机につきましては、まだ見た感じ、程度が比較的、中ではいいほうだということでございます。ですので、今回は新しい庁舎に移るに当たって、いまの現状の事務執務スペース、流れ、動線、そういったところを含めて必要最低限の備品等を今回、入札にかけさせていただいたということですので、必要最低限、使えるものは使って、老朽化したものは新たなものを使うということでございます。

加えて、開発センター等にも机とかといったところも、使えるものもまだありますので、そういったものはまた今後、庁舎の、市役所の中で、こういったものがありますということでも有効に活用していきたいというように考えております。

以上でございます。

○佐宗龍俊委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 今、もう1回確認したいのですけれども、支所長の机と、あとまた所管課長のものについては再利用すると。それは変わらず、開設以降、そこの位置に持っていくのか、それともほかのところへするのか。支所長さんの、要は、机が、そのまま移行して支所長さんのところへ行くのかということ

なのですけれども、それをまず確認したいということと、あと、要らなくなったものについて、確かに古いのですけれども、私も旧鳳来町の時代の議員ですのでよく分かりますが、AとBの関係があって、B基準のキャビネットなどがあるのですけれども、それを処分する。処分するのはいいのですけれども、再利用するための、オークションではないのですけれども、何かそういう手段を取れるのかどうか。

たまたまある事業所で、これは公務に携わる、社会的には公務員の世界の中で、キャビネットや机とかを処分するに当たって、やはりワンクッション置くということをやられているところがあるのです。この市内の事業所の中で、いままでどのようににされていたかは分からないのですけれども、この処分方法というのですか、逆に市民に利用してもらうとか、そんな手法も取れるのかなとも思っています。これも確認したいと思います。2点お願いします。

○佐宗龍俊委員長 長坂鳳来総合支所地域課長。

○長坂茂英鳳来総合支所地域課長 まず1点目の、支所長それから地域課長の机につきましてはそのまま移行するのかということと、いま、現状のものを新しいほうへ持って行って、支所長それから地域課長の席に配置するという予定でございます。

それから、2点目の古いものの再利用に関する手段等につきましては、先ほど申しましたとおり、かなり備品が老朽化してございます。キャビネットに鍵をかけるようなものもあるのですけれども、そういったものにつきましても、鍵が壊れているとか、へこんでいたりとか、そういった面ではかなり老朽化が進んでおります。ですので、改めてオークションとかそういったところかけられるほどのものでもありませんので、あくまで、市というか、庁内で活用していただける部分は活

用していただきまして、それ以外の廃棄的なものになってきますと、鉄として引き取ってもらおうというところで、そんな感じで考えているところでございます。

以上でございます。

○佐宗龍俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○佐宗龍俊委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○佐宗龍俊委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第118号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○佐宗龍俊委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○佐宗龍俊委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、総務消防委員会を閉会します。

閉 会 午前9時18分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

総務消防委員会委員長 佐宗龍俊